

# 明治国際医療大学学則

昭和58年4月1日制定	平成18年1月1日改正
昭和58年4月27日改正	平成18年4月1日改正
昭和59年5月10日改正	平成19年4月1日改正
昭和62年8月25日改正	平成20年4月1日改正
平成元年6月1日改正	平成21年4月1日改正
平成2年4月1日改正	平成22年9月11日改正
平成3年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成4年3月1日改正	平成24年4月1日改正
平成5年5月1日改正	平成25年4月1日改正
平成6年4月1日改正	平成26年4月1日改正
平成8年4月1日改正	平成27年4月1日改正
平成8年7月1日改正	平成28年4月1日改正
平成10年4月1日改正	平成29年4月1日改正
平成11年4月1日改正	平成30年4月1日改正
平成12年4月1日改正	平成31年4月1日改正
平成14年4月1日改正	令和3年4月1日改正
平成16年4月1日改正	令和4年4月1日改正
平成17年4月1日改正	令和5年4月1日改正

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 明治国際医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法 の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法及び組織については、別に定める。

(学部学科及び収容定員等)

第2条 本学に置く学部学科及び収容定員等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	3 年 次 編入学定員	収 容 定 員
鍼灸学部	鍼灸学科	40	—	160
保健医療学部	柔道整復学科	50	—	200
	救急救命学科	80	—	320
看護学部	看護学科	80	5	330

(学部学科の目的)

第3条 各学部学科の目的を次のとおり定める。

- 2 鍼灸学部鍼灸学科は、鍼灸医学において高度な専門性を備えた優れたはり師・きゅう師の養成を行なうとともに、鍼灸医学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。
- 3 保健医療学部は、大学の目的にのっとり、現代医療を担う一員に必要な専門的知識・技能を修得し、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
  - (1) 柔道整復学科は、柔道整復学において高度な専門性を備えた優れた柔道整復師の養成を行なうとともに、柔道整復学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。
  - (2) 救急救命学科は、救急医療において高度な専門性を備えた優れた救急救命士の養成を行なうとともに、救急救命学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。
- 4 看護学部看護学科は、看護学において高度な専門性を備えた優れた看護師、保健師、助産師の養成を行なうとともに、看護学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関する規則は、別に定める。

## 第2章 事務局及び附属施設

(事務局)

第5条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関する事項は別に定める。

(附属病院)

第6条 本学に附属病院を置く。

- 2 附属病院の運営に関する事項は学長が定める。

(附属鍼灸センター)

第7条 本学に附属鍼灸センターを置く。

- 2 附属鍼灸センターの運営に関する事項は学長が定める。

(附属東洋医学研究所)

第8条 本学に附属東洋医学研究所を置く。

- 2 附属東洋医学研究所の運営に関する事項は学長が定める。

(附属防災救急救助研究所)

第9条 本学に附属防災救急救助研究所を置く。

- 2 附属防災救急救助研究所の運営に関する事項は学長が定める。

(附属図書館)

第10条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館の運営に関する事項は学長が定める。

### 第3章 職員組織

(職員)

第11条 本学に次の職員を置く。

学長  
副学長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
事務職員  
技術職員  
その他の職員

(学部長)

第12条 本学の各学部に学部長を置く。学部長は、本学の教授をもって充てる。

(附属病院長)

第13条 附属病院に附属病院長を置く。附属病院長は、本学の教授をもって充てる。

(附属鍼灸センター長)

第14条 附属鍼灸センターに附属鍼灸センター長を置く。附属鍼灸センター長は、本学の教授又は事務職員をもって充てる。

(附属東洋医学研究所長)

第15条 附属東洋医学研究所に附属東洋医学研究所長を置く。附属東洋医学研究所長は、本学の教授又は事務職員をもって充てる。

(附属防災救急救助研究所長)

第16条 附属防災救急救助研究所に附属防災救急救助研究所長を置く。附属防災救急救助研究所長は、本学の教授又は事務職員をもって充てる。

(附属図書館長)

第17条 附属図書館に附属図書館長を置く。附属図書館長は、本学の教授又は事務職員をもって充てる。

### 第4章 管理運営会議及び教授会

(管理運営会議)

第18条 本学に管理運営会議を置く。

- 2 管理運営会議は、教育研究に関する重要な事項で、学長が別に定めるものを審議し、意見を述べるものとする。
- 3 管理運営会議の構成員は別に定める。

(教授会)

第19条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び教授の全員をもって組織する。
- 3 教授会には准教授及びその他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項目において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（委 任）

第20条 管理運営会議及び教授会に関し必要な事項は学長が定める。

## 第5章 修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第21条 修業年限は4年とする。

（在学期間）

第22条 在学期間は、8年をこえることができない。

（学 年）

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学 期）

第24条 学年を分け、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで。

後期 10月1日から翌年3月31日まで。

（休業日）

第25条 次の各号に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月3日

(4) 春季休業日 3月21日から4月5日まで

(5) 夏季休業日 7月11日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要と認めたときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に、臨時に授業を行わないことができる。

## 第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍

（入学の時期）

第26条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

（入学出願者の資格）

第27条 本学に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものと

する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの  
（入学願）

第 28 条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

（入学試験）

第 29 条 本学に入学しようとする者に対して入学試験を行う。

2 入学試験の期日、場所、方法（点字での受験もできる。）その他入学試験の実施に関し必要な事項は、そのつど学長が定め公示する。

（入学手続き）

第 30 条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元引受書及び本学所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

2 前項に規定する身元引受書には保証人 2 人の連署を要する。

（入学許可）

第 31 条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学許可の取消し）

第 32 条 学長は、前条の入学許可を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、入学の許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為によって入学許可を受けたことが判ったとき
- (2) 大学入学資格を取得できなかったとき

（休学）

第 33 条 学生は病気その他やむを得ない理由のため、引続き 2 ヶ月以上就学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、病気のため就学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることがで

きる。

(休学期間)

第34条 休学期間は1年以内とする。

2 学長は、特別な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。ただし通算して2年をこえることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 学生は、休学期間満了のとき、又は、休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

2 病気がなおったことを理由とする復学願には医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第36条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 病気のため退学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第37条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(転学部及び転学科)

第38条 学生は、本学の他学部または他学科に転学部もしくは転学科を志望するときは、志願先に欠員ある場合に限り、教授会の議を経て学長が許可することがある。

2 転学部及び転学科に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第39条 学長は次の各号のいずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

(1) 2年の休学期間を経過した者

(2) 第22条の規定による在学期間を経過した者

(3) 正当な理由がなく授業料等を滞納し、督促を受けても納入しないもの

(4) 死亡又は行方不明の者

(編入学)

第40条 本学に編入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学・短期大学を卒業した者

(2) 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者

2 本学の看護学部編入学を志願する者は、選考のうえ第3年次に入学を許可することができる。

3 本学の各学部に、編入学を志願する者は、欠員ある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

4 編入学を許可された者の既修得単位の取り扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て学長が認定する。

5 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第41条 次の各号に掲げる者は、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 第 36 条により退学した者
- (2) 第 39 条、第 1 号・第 3 号の規定により除籍された者  
(準用規定)

第 42 条 第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条第 1 号の規定は、編入学及び再入学についても準用する。

## 第 7 章 単位数、授業科目及び履修方法

(授業の方法)

第 43 条 本学の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第 44 条 単位は、特別の定めのある場合を除いて、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業科目)

第 45 条 本学の授業科目及び単位数は別表第 1-1、第 1-2、第 1-3 及び第 1-4 のとおりとする。

(履修方法)

第 46 条 学生の修得しなければならない単位は別表第 2-1、第 2-2、第 2-3 及び第 2-4 のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、各年次ごとの授業科目及び履修方法については、別に定める。

(授業科目等の公示)

第 47 条 開講する授業科目の種類、講義題目、担当教員、授業時間等は、学年の始めに公示する。ただし臨時に行う授業科目については、そのつど公示する。

(履修の届出)

第 48 条 学生は、学年の始めに、履修しようとする授業科目について指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(単位の授与)

第 49 条 授業科目を履修し、試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 単位の授与は、試験に出席状況その他を加味して行う。
- 3 試験の成績は秀、優、良、可及び不可をもって表示し、秀、優、良及び可を合格とす

る。

(他の大学又は短期大学等における修得単位の取扱い)

第50条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学等において履修するときの単位又は学修、及び入学前に履修した単位又は学修については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより所定の単位を与えることができる。
- (3) 本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (4) 本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、入学後の本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより所定の単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は、編入学の場合を除き、前項第1号、第2号、第3号及び第4号を合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項は、教授会の議を経て学長が認定する。

## 第8章 卒業

(卒業)

第51条 本学に所定の期間在学し、所定の単位を修得した学生には、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第52条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 鍼灸学部鍼灸学科     | 学士 (鍼灸学)   |
| (2) 保健医療学部柔道整復学科 | 学士 (柔道整復学) |
| (3) 保健医療学部救急救命学科 | 学士 (救急救命学) |
| (4) 看護学部看護学科     | 学士 (看護学)   |

## 第9章 入学検定料、入学料及び授業料等

(入学検定料、入学料及び授業料等の額)

第53条 入学検定料、入学料、授業料及びその他納付金の額は、別表第3-1、第3-2及び第3-3のとおりとする。

(授業料等の納入)

第54条 授業料等の納入は、年額の授業料及びその他納付金の半額をそれぞれ前期・後期区分し、次の納入期限までに納入しなければならない。

前期納入期限 4月20日まで

後期納入期限 10月20日まで

ただし、入学年度の前期授業料等は、入学手続き時に納入しなければならない。

2 復学したときは、その日から10日以内に当該期分の授業料等を納入しなければならない。

3 休学を許可された者又は命じられた者は、在籍料として半期50,000円を納入しなければならない。

(入学検定料等の不還付)

第55条 納入した入学検定料、入学料は還付しない。

(授業料等の延納、分納)

第56条 授業料等の納入が極めて困難な学生に対しては、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

## 第10章 賞 罰

(表 彰)

第57条 学長は、学業成績が優秀で、品行が方正であり、かつ他の学生の模範となる学生に対しては教授会の議を経て表彰することができる。

(懲 戒)

第58条 学長は、学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席しない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 聴講生、科目等履修生、 科目等特別履修生、研修生及び研究生

(聴講生)

第59条 本学の授業科目のうち特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書に選考料1万円及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

3 聴講生を許可された者の登録料は、2万円とする。

4 聴講料は、1単位につき2万円とする。

5 聴講生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第60条 本学の授業科目のうち特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書に選考料1万5千円及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- 3 科目等履修を許可された者の登録料は、3万円とする。
- 4 科目等履修料は、1単位につき2万円とする。
- 5 科目等履修生に対する単位の授与については、学則第49条の規定を準用する。
- 6 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(科目等特別履修生)

第61条 他の大学または短期大学の学生で、本学の授業科目のうち特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、科目等特別履修生として履修を許可することができる。

(研修生)

第62条 大学その他の団体の委託又は個人により、本学の附属施設において特定の事項について研修を志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、学長は、教授会の選考を経て、研修生として入学を許可することができる。

- 2 研修生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書に選考料1万円及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- 3 研修生の、研修の許可は、毎学期の始めに行う。ただし、特別の理由のある者はこの限りでない。
- 4 研修生の登録料は、2万円とする。
- 5 研修料の額は、月額2万5千円とする。
- 6 研修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において鍼灸医学又は保健医療に関する特定の事項について研究を志願する者があるときは、研究教育に支障のない場合に限り、学長は、教授会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学しようとする者は、指定の期日までに願書に選考料2万円及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- 3 研究生の許可は、毎学期の始めに行い、研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由のある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生の入学金は、5万円とする。
- 5 研究費の額は、月額5万円とする。
- 6 研究生に関する規程は、別に定める。

## 第12章 外国人留学生等

(外国人留学生等)

第64条 外国人で、大学において教育又は研究等の指導を受ける目的をもって入国し、本学の学生、研修生又は研究生として、志願する者があるときは、特に選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人で、学生、研修生又は研究生として、入学を許可された者を、それぞれ外国人留学生、外国人研修生及び外国人研究生という。

(準用規定)

第 65 条 外国人留学生等には、本章に規定するもののほか、本学則における他の各章の規定を準用する。

2 外国人留学生等に関する取扱要項は、別に定めるところによる。

### 第 1 3 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 66 条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

### 第 1 4 章 補 則

(補 則)

第 67 条 この学則を実施するため必要な事項は学長が定める。

附 則 この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は昭和 58 年 4 月 27 日から施行する。

附 則 この学則は昭和 59 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 この学則は昭和 62 年 8 月 25 日から施行する。

附 則 1 この学則は平成元年 6 月 1 日から施行する。

2 第 51 条第 3 号は平成 2 年度以降の入学生に適用する。

附 則 この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 1 この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 51 条第 3 号及び第 52 条第 1 項は平成 7 年度以降の入学生に適用する。

附 則 この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1 この学則は平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

2 第 51 条第 3 号及び第 52 条第 1 項は平成 9 年度以降の入学生に適用する。

附 則 この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1 この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 51 条に規定する別表第 3-1、第 3-2 は平成 17 年度以降の入学生に適用する。

附 則 この学則は平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 1 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 51 条に規定する別表第 3-3 は平成 18 年度以降の入学生に適用する。

- 附 則 この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 49 条に規定する別表第 1－1 及び第 1－2、第 50 条に規定する別表第 2－1 及び第 2－2、第 57 条に規定する別表第 3－1、第 3－2 及び第 3－3 ならびに第 58 条第 3 項は平成 20 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 50 条に規定する別表第 1－3 は平成 21 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 この学則は平成 22 年 9 月 11 日から施行する。
- 附 則 1 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 60 条に規定する別表第 3－1、第 3－2 及び第 3－3 は平成 23 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 52 条、第 53 条に規定する別表第 1－3 及び別表第 2－3 は平成 24 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 50 条に規定する別表第 1－1、第 1－2 及び第 51 条に規定する別表第 2－1、第 2－2 は平成 25 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 60 条に規定する別表第 1－1、第 1－2 及び第 61 条に規定する別表第 2－1、第 2－2 は平成 30 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条に規定する別表第 1－3、第 46 条に規定する別表第 2－3 及び第 53 条に規定する別表第 3－2 は令和 3 年度以降の入学生に適用する。
- 3 第 53 条に規定する別表第 3－1 及び第 3－3 は令和 4 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条に規定する別表第 1－1、第 1－2、第 1－4 及び第 46 条に規定する別表第 2－1、第 2－2、第 2－4 は令和 4 年度以降の入学生に適用する。
- 附 則 1 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 53 条に規定する別表第 3－1、第 3－2 及び第 3－3 は令和 6 年度以降の入学生に適用する。

## 別表第1-1

## 鍼灸学部鍼灸学科の授業科目

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考	
		必修	選択	自由		
人間と社会	大 学 の 教 育 と 研 究	1			※1 ※1の選択科目89単位 から33単位以上必修	
	心 理 学		1			
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1				
	基 礎 ゼ ミ	1				
	現 代 国 語 読 解	1				
	日 本 国 憲 法		2			※1
	生 活 と 環 境		1			※1
	学 習 技 法	1				
自然の科学	キ ャ リ ア 教 育	1				
	生 き 物 の 科 学	2			※2の選択科目4単位 から2単位以上必修	
	物 質 と 自 然 の 科 学		2			※2
	物 質 の 反 応		2			※2
デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門	1					
言語と情報	英 語 I		1		※3	
	英 語 II		1		※3	
	医 療 人 の た め の 英 語 I		1		※4	
	医 療 人 の た め の 英 語 II		1		※4	
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		1		※1	
	中 国 語		1		※1	
	ポ ル ト ガ ル 語		1		※1	
	手 話		1		※1	
	情 報 リ テ ラ シ ー	1				
医 療 情 報 学	1					
医学教養	生 命 倫 理	1			※1	
	関 係 法 規	1				
	社 会 保 障 制 度 と 職 業 倫 理	1				
	医 療 概 論	1				
	高 齢 者 福 祉		1			

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
現代医学	解 剖 学 I	2			
	解 剖 学 II	2			
	解 剖 学 III	1			
	解 剖 学 IV	1			
	鍼灸師のための解剖学		1		※1
	形態学特論		2		※1
	生 理 学 I	2			
	生 理 学 II	2			
	生 理 学 III	1			
	鍼灸師のための生理学		1		※1
	機能学特論		2		※1
	衛生学・公衆衛生学	1			
	病 理 学 I	1			
	病 理 学 II	1			
	臨床医学総論 I	1			
	臨床医学総論 II	1			
	臨床医学各論 I	2			
	臨床医学各論 II	1			
	臨床医学各論 III	1			
	臨床医学各論 IV	1			
	鍼灸師のための臨床医学各論		1		※1
	運動機能解剖学	1			
	リハビリテーション学総論	1			
	リハビリテーション学各論	1			
	応 急 ・ 救 急 法	1			
	介 護 学 入 門		2		※1
栄 養 学		1		※1	
薬 理 学		1		※1	
分 子 生 物 学		2		※1	
免 疫 ・ 微 生 物 学 特 論		2		※1	
東洋医学	東 洋 医 学 概 論 I	1			
	東 洋 医 学 概 論 II	1			
	東 洋 医 学 概 論 III	1			
	鍼灸師のための東洋医学概論		1		※1

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
鍼灸学	はり・きゅう理論Ⅰ	1			
	はり・きゅう理論Ⅱ	1			
	はり・きゅう安全学	1			
	はり・きゅう技術学総論	1			
	入門はり技術学実習	1			
	基礎はり技術学実習	1			
	応用はり技術学実習	1			
	入門きゅう技術学実習	1			
	基礎きゅう技術学実習	1			
	応用きゅう技術学実習	1			
	臨床はり・きゅう技術学実習	1			
	経絡経穴学Ⅰ	2			
	経絡経穴学Ⅱ	2			
	経絡経穴学実習Ⅰ	1			
	経絡経穴学実習Ⅱ	1			
	臨床経穴学		1		※1
	触察解剖学演習	1			
	東洋医学診察法演習	1			
	東洋医学治療法実習	1			
	現代医学診察法実習	1			
	医療面接	1			
	臨床病態学		1		※1
	東洋医学臨床論Ⅰ		2		※1
	東洋医学臨床論Ⅱ		2		※1
	東洋医学臨床論Ⅲ		1		※1
	東洋医学臨床論Ⅳ		1		※1
	東洋医学臨床論実習Ⅰ	1			
	東洋医学臨床論実習Ⅱ	1			
	東洋医学臨床論実習Ⅲ	1			
	スポーツはり・きゅう学	1			
	高齢者はり・きゅう学	1			
	最新はり・きゅう学	1			
	統合医療	1			
	基礎養生学	1			
	臨床養生学	1			
	鍼灸総合演習Ⅰ		3		※1
	鍼灸総合演習Ⅱ		2		※5
	痛みのマネジメント	1			
	ヘルスデータサイエンス	1			
	健康のための運動学	1			
スポーツパフォーマンス学		1		※1	
伝統医学		1		※1	
社会鍼灸学		1		※1	
オンコロモーション		2		※1	
はり・きゅう臨床実習Ⅰ	1				
はり・きゅう臨床実習Ⅱ	1				
はり・きゅう臨床実習Ⅲ	2				
はり・きゅう臨床実習Ⅳ	2				
高齢者ケア実習		1		※5	
医療機関実習		1		※5	

※5の選択科目4単位  
から2単位以上必修

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
健康とスポーツ	スポーツバイオメカニクス		1		※1
	生活習慣病とその予防		1		※1
	健 康 科 学		2		※1
	フィールドワーク実習		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅰ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅱ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅲ		1		※1
	スポーツと社会		2		※1
	スポーツ心理学		2		※1
	スポーツ生理学		1		※1
	スポーツ医学基礎		2		※1
	スポーツ医学応用		2		※1
	トレーニング論		2		※1
	トレーニング実習		1		※1
	スポーツ指導論		2		※1
	スポーツと保健栄養学		2		※1
	スポーツテーピング実習		1		※1
	アスレチックリハビリテーション		1		※1
	アスレチックリハビリテーション実習		1		※1
	ジュニアスポーツ指導の実際Ⅰ		1		※1
ジュニアスポーツ指導の実際Ⅱ		1		※1	
卒業研究		2			
合 計		85	82	0	
		167			

別表第1-2  
保健医療学部柔道整復学科の授業科目

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考	
		必修	選択	自由		
人間と社会	大学の教育と研究	1			※1の選択科目62単位 から25単位以上必修	
	心理 学	1				
	コミュニケーション論	1				
	基礎ゼミ	1				
	現代国語読解	1				
	日本国憲法		2			※1
	生活と環境		1			※1
	学習技法	1				
	キャリアデザイン	1				
自然の科学	キャリア教育	1				
	生き物の科学	2				
	物質と自然の科学		2		※1	
	物質の反応		2		※1	
	データサイエンス入門	1				
言語と情報	英語 I		1		※2	
	英語 II		1		※2	
	医療人のための英語 I		1		※3	
	医療人のための英語 II		1		※3	
	英語コミュニケーション		1		※4	
	中国語		1		※4	
	ポルトガル語		1		※4	
	手話		1		※1	
	情報リテラシー	1				
	医療情報学		1		※1	
医学教養	生命倫理	1				
	医療面接法	1				
	社会保障概論	1				
	医療概論	1				
	看護学概論		1		※1	
	鍼灸・東洋医学入門		1		※1	
	応急救急処置実習		1		※1	
柔道整復と柔道	関係法規	2				
	柔道整復師のための職業倫理概論	1				
	柔道 I	1				
	柔道 II	1				
	柔道 III	1				

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
現 代 医 学	解 剖 学 I	1			
	解 剖 学 II	1			
	解 剖 学 III	1			
	解 剖 学 IV	1			
	解 剖 学 V	1			
	解 剖 学 VI	1			
	解 剖 学 実 習	1			
	生 理 学 I	1			
	生 理 学 II	1			
	生 理 学 III	1			
	生 理 学 IV	1			
	生 理 学 実 習	1			
	運 動 学	1			
	老 年 科 学 ・ 介 護 論 演 習	1			
	ス ポ ー ツ 生 理 学 概 論	1			
	公 衆 衛 生 学	1			
	基 礎 免 疫 ・ 病 原 微 生 物 学	1			
	病 理 学 総 論	2			
	病 理 学 各 論	1			
	診 断 学	1			
	内 科 学	1			
	外 科 学 概 論	1			
	脳 神 経 外 科 学 概 論	1			
	整 形 外 科 学	2			
	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論	2			
臨 床 鑑 別 診 断 学 総 論	2				

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
柔道整復学	整復学総論Ⅰ	2			
	整復学総論Ⅱ	2			
	運動器外傷保存療法学総論	1			
	体表解剖学	1			
	運動機能解剖学	1			
	包帯・固定学総論	1			
	総合演習		1		※1
	基礎系総合演習Ⅰ		2		※1
	基礎系総合演習Ⅱ		2		※1
	関節評価法Ⅰ	1			
	関節評価法Ⅱ	1			
	整復学Ⅰ	1			
	整復学Ⅱ	1			
	整復学Ⅲ	1			
	整復学Ⅳ	1			
	整復学Ⅴ	1			
	整復学Ⅵ	1			
	傷害鑑別診断学	1			
	物理療法学演習	1			
	後療法技術学演習	1			
	徒手療法学総論		1		※1
	徒手療法学各論		1		※1
	運動器画像観察演習	1			
	伝承整復術演習	1			
	スポーツ柔道整復学概論	1			
	臨床セミナーⅠ	1			
	臨床系総合演習Ⅰ		2		※1
	臨床系総合演習Ⅱ		2		※1
	包帯学実習	1			
	固定学実習	1			
	運動機能解剖学実習	1			
	臨床整復学実習Ⅰ	1			
	臨床整復学実習Ⅱ	1			
	臨床整復学実習Ⅲ	1			
	臨床整復学実習Ⅳ	1			
	臨床整復学実習Ⅴ	1			
	実践整復学Ⅰ	1			
	実践整復学Ⅱ	1			
	実践整復学Ⅲ	1			
	スポーツテーピング実習	1			
	外傷・障害予防論実習	1			
	臨床技術実習	1			
臨床シミュレーション実習Ⅰ	1				
臨床シミュレーション実習Ⅱ		1		※1	
臨床シミュレーション実習Ⅲ		1		※1	
臨床実習Ⅰ	1				
臨床実習Ⅱ	1				
臨床実習Ⅲ	1				
臨床実習Ⅳ		1		※1	

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
健康とスポーツケア	フィールドワーク実習	1			
	スポーツバイオメカニクス		1		※1
	健康科学		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅰ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅱ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅲ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅳ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅴ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅵ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅶ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅷ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅸ		1		※1
	健康スポーツ実習Ⅹ		1		※1
	スポーツの基礎学		1		※1
	スポーツの科学		1		※1
	スポーツと文化		1		※1
	スポーツ特論		1		※1
	スポーツと社会		2		※1
	スポーツ心理学		2		※1
	スポーツ医学基礎		2		※1
	生活習慣病と運動障害		1		※1
	スポーツ医学応用		2		※1
	トレーニング論		2		※1
	トレーニング実習		1		※1
	コーチング論		2		※1
	スポーツと保健栄養学		2		※1
	アスレチックリハビリテーション		1		※1
	アスレチックリハビリテーション実習		1		※1
ジュニアスポーツ指導の実際Ⅰ		1		※1	
ジュニアスポーツ指導の実際Ⅱ		1		※1	
卒業研究	卒業研究	2			
合 計		96	69	0	卒業要件は124単位以上
		165			

別表第1-3

保健医療学部救急救命学科の授業科目

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
人 間 と 社 会	大 学 の 教 育 と 研 究	1			※1の選択科目12単位 から4単位以上必修
	心 理 学		1		
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2			
	日 本 国 憲 法 ( 法 学 含 む )		2		
	現 代 国 語 読 解	1			
	伝 統 医 学 の 歴 史 と 哲 学	1			
	基 礎 ゼ ミ	2			
	キ ャ リ ア デ ザ イン		1		
	キ ャ リ ア 教 育 I		2		
	キ ャ リ ア 教 育 II		2		
	キ ャ リ ア 教 育 III		2		
イ ン タ ー ン シ ッ プ		1			
生 活 と 環 境		1			
学 習 技 法	1				
自 然 の 科 学	物 質 と 自 然 の 科 学		2		※2の選択科目5単位 から1単位以上必修
	生 き 物 の 科 学	2			
	物 質 の 反 応		2		
	デ ー タ 解 析 法		1		
言 語 と 情 報	英 語 I		1		1 単位必修
	英 語 II		1		
	医 療 人 の た め の 英 語 I		1		1 単位必修
	医 療 人 の た め の 英 語 II		1		
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		1		※3
	中 国 語		1		※3
	フ ラ ン ス 語		1		※3
	手 話		1		※3
情 報 科 学	1				
医 療 情 報 学		1		※3	
医 学 教 養	生 命 倫 理	1			※4の選択科目8単位 から4単位以上必修
	医 学 概 論	1			
	医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学	1			
	看 護 学 概 論		2		
	介 護 実 習	1			
	東 洋 医 学 概 論	2			
災 害 時 心 身 ケ ア 実 習	2				
現 代 医 学	人 体 の 構 造 と 機 能 I	2			※4
	人 体 の 構 造 と 機 能 II	2			
	人 体 の 構 造 と 機 能 III		2		
	病 理 学	1			
	免 疫 ・ 感 染 症 学	1			
	生 物 化 学	1			
	薬 物 療 法 学	2			
	病 院 内 医 療 演 習		2		※4
	衛 生 ・ 公 衆 衛 生 学	2			
	救 急 症 候 学 I	2			
	救 急 症 候 学 II	2			
	救 急 症 候 学 III	2			
	救 急 症 候 学 IV	2			
	疾 病 救 急 医 学 I	2			
	疾 病 救 急 医 学 II	2			
	疾 病 救 急 医 学 III	2			
疾 病 救 急 医 学 IV	2				
疾 病 救 急 医 学 V	2				
外 傷 救 急 医 学 I	2				
外 傷 救 急 医 学 II	2				
環 境 障 害 と 中 毒	1				
附 属 病 院 実 習	1				

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位			備 考
		必修	選択	自由	
救 急 救 命 学	救 急 医 学 概 論	2			※4
	救 急 医 学 各 論	2			
	救 急 処 置 概 論	2			
	救 急 処 置 各 論	2			
	災 害 救 急 医 学	2			
	患 者 搬 送 技 術 論	2			
	都 市 型 救 助 実 習	1			
	救急処置実習（包帯・固定）	1			
	救急処置実習A－I	4			
	救急処置実習A－II	4			
	救急処置実習A－III	4			
	救急処置実習A－IV	4			
	救急処置実習B（病院内実習）	4			
	救急処置実習C（救急車同乗実習）	1			
	救急処置実習D（海外実習）			1	
	健 康 と ス ポ ー ツ	救 急 救 命 学 総 合 演 習 I		2	
救 急 救 命 学 総 合 演 習 II		2			
救 急 救 命 学 総 合 演 習 III		2			
救 急 救 命 学 総 合 演 習 IV		2			
ス ポ ー ツ バイオメカニクス			1		※5
生 活 習 慣 病 と そ の 予 防			1		※5
ス ポ ー ツ ボ ラ ン テ ィ ア		1			
健 康 科 学			2		※5
フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習		1			
ラ イ フ セ ー ビ ン グ 実 習		2			
ウ ォ ー タ ー レ ス キ ュ ー 実 習		1			
マ ウ ン テ ン レ ス キ ュ ー 実 習		2			
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 I			1		※5
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 II			1		※5
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 III			1		※5
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 IV			1		※5
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 V		1		※5	
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 VI		1		※5	
健 康 ス ポ ー ツ 実 習 VII		1		※5	
ス ポ ー ツ 原 理		2		※5	
ス ポ ー ツ と 社 会		2		※5	
ス ポ ー ツ 心 理 学		2		※5	
ス ポ ー ツ 生 理 学		1		※5	
ス ポ ー ツ 医 学 基 礎		2		※5	
ス ポ ー ツ 医 学 応 用		2		※5	
ト レ ー ニ ン グ 論		2		※5	
ト レ ー ニ ン グ 実 習		1		※5	
ス ポ ー ツ 指 導 論		2		※5	
ス ポ ー ツ と 保 健 栄 養 学		2		※5	
ジュニアスポーツ指導の実際Ⅰ		1		※5	
ジュニアスポーツ指導の実際Ⅱ		1		※5	
卒 業 研 究	卒 業 研 究 I	2			
	卒 業 研 究 II	2			
合 計		106	65	1	
		172			

※5の選択科目31単位  
から8単位以上必修

別表第1-4

看護学部看護学科の授業科目

授業科目の分類	授 業 科 目	単 位 数			備 考	
		必 修	選 択	自 由		
人 間 と 社 会	大 学 の 教 育 と 研 究	1			※1から3単位以上必修	
	心 理 学	1				
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1				
	日 本 国 憲 法 I	1				
	日 本 国 憲 法 II		1			※1
	現 代 国 語 読 解	1				
	基 礎 ゼ ミ	1				
	学 習 の 基 礎		1			※1
	生 活 と 環 境		1			※1
	学 習 技 法	1				
	国 際 情 勢 の 理 解		1			※1
京 都 の 文 化 と 健 康		1		※1		
ボ ラ ン テ ィ ア 論		1		※1		
ボ ラ ン テ ィ ア 活 動		1		※1		
自 然 の 科 学	生 き 物 の 科 学	2			※1 ※1	
	物 質 と 自 然 の 科 学		2			
	物 質 の 反 応		2			
	デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門	1				
言 語 と 情 報	英 語 I		1		} 1単位以上選択	
	英 語 II		1			
	医 療 人 の た め の 英 語 I		1		} 1単位以上選択	
	医 療 人 の た め の 英 語 II		1			
	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		1		} 1単位以上選択	
	中 国 語		1			
	ド イ ツ 語		1			
	手 話		1		※1	
情 報 リ テ ラ シ ー	1					
医 療 情 報 学		1		※1 (保健師コース必修)		
医 学 教 養	生 命 倫 理	1			※1 ※1 ※1 合計21単位以上必修	
	医 療 概 論	1				
	医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学		1			
	東 洋 医 学 概 論	1				
	包 帯 ・ 固 定 学		1			
応 急 ・ 救 急 法 と そ の 実 際		1		※1		
医 療 安 全 学	1					
現 代 医 学	人 体 の 構 造 と 機 能 I	2			※2から3単位以上選択	
	人 体 の 構 造 と 機 能 II	2				
	解 剖 生 理 学 特 論		1			※2
	生 化 学	1				
	栄 養 学	1				
	感 染 免 疫 学	1				
	生 殖 健 康 論	1				
	疾 病 治 療 総 論	1				
	疾 病 治 療 論 I	1				
	疾 病 治 療 論 II	1				
	疾 病 治 療 論 III	1				
	疾 病 治 療 論 IV	1				
	疾 病 治 療 論 V	1				
	疾 病 治 療 論 VI	1				
薬 理 学	1					
病 理 学	1					



授業科目の分類	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必 修	選 択	自 由	
	基礎看護学実習Ⅰ	1			
	基礎看護学実習Ⅱ	2			
	成人看護学実習Ⅰ	3			
	成人看護学実習Ⅱ	3			
	成人看護学実習Ⅲ	3			
	小児看護学実習	2			
	母性看護学実習	2			
	精神看護学実習	2			
	地域・在宅看護実習	2			
	助産学実習		11		※2 (助産師コースのみ必修)
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		1		※2 (保健師コースのみ必修)
	公衆衛生看護学実習Ⅱ		4		※2 (保健師コースのみ必修)
	看護総合・統合実習	2			
	研究方法論	2			
	看護管理学	1			
	災害看護学	1			
	家族看護学	1			
	看護教育学		1		
	看護技術論		1		
	終末期看護援助論		1		
	クリティカルケア論		1		
	高齢者健康論		1		
	癒しの看護論		1		
	ヘルスプロモーション		1		(保健師コース必修)
	地域包括ケアシステム論		1		(保健師コース・助産師コース必修)
	地域保健活動システム論		1		※2 (保健師コースのみ必修)
	国際看護・国際保健	1			
	看護学総合演習Ⅰ	1			
	看護学総合演習Ⅱ	1			
	看護学総合演習Ⅲ		1		※2
	看護に生かす補完代替療法論	1			
	統合医療概論		1		※2
	メディカルアロマセラピー概論		2		※2
	メディカルアロマセラピー演習		1		※2
	メディカルアロマセラピー実習		1		※2
	スキンケア		1		※2 合計80単位以上必修
健康とスポーツ	フィールドワーク実習		1		
	健康スポーツ実習Ⅰ		1		
	健康スポーツ実習Ⅱ		1		
	健康スポーツ実習Ⅲ		1		
卒業	業 研 究	2			2単位必修
合 計		112	88		卒業要件は126単位以上
		200			

別表第2-1

鍼灸学部鍼灸学科の卒業資格最低必要単位数

授 業 科 目 の 分 類	修 得 す べ き 最 低 単 位 数			
人 間 と 社 会	6 単 位		33 単 位 以 上	※1
自 然 の 科 学	5 単 位	※2 含 む		
言 語 と 情 報	4 単 位	※3, 4 含 む		
医 学 教 養	4 単 位			
現 代 医 学	25 単 位			
東 洋 医 学	3 単 位			
鍼 灸 学	42 単 位	※5 含 む		
健 康 と ス ポ ー ツ ケ ア				
卒 業 研 究	2 単 位			
合 計	124 単 位 以 上			

※1 印の選択科目から33 単位以上を必修とする。

※2 印の選択科目から2 単位以上を必修とする。

※3 印の選択科目から1 単位以上を必修とする。

※4 印の選択科目から1 単位以上を必修とする。

※5 印の選択科目から2 単位以上を必修とする。

別表第2-2

保健医療学部柔道整復学科の卒業資格最低必要単位数

授 業 科 目 の 分 類	修 得 す べ き 最 低 単 位 数		
人 間 と 社 会	8 単 位		25 単 位 以 上
自 然 の 科 学	3 単 位		
言 語 と 情 報	4 単 位	※2、3、4 含 む	
医 学 教 養	4 単 位		
柔 道 整 復 と 柔 道	6 単 位		
現 代 医 学	30 単 位		
柔 道 整 復 学	41 単 位		
健 康 と ス ポ ー ツ ケ ア	1 単 位		
卒 業 研 究	2 単 位		
合 計	124 単 位 以 上		

※1

※1 印の選択科目から25 単位以上を必修とする。

※2 印の選択科目から1 単位以上を必修とする。

※3 印の選択科目から1 単位以上を必修とする。

※4 印の選択科目から1 単位以上を必修とする。

## 別表第2-3

## 保健医療学部救急救命学科の卒業資格最低必要単位数

授 業 科 目 の 分 類	修 得 す べ き 最 低 単 位 数	
人 間 と 社 会	8 単位	選択科目から4単位以上を選択必修とする。
自 然 の 科 学	2 単位	選択科目から1単位以上を選択必修とする。
言 語 と 情 報	1 単位	英語Ⅰ又は英語Ⅱから1単位、医療人のための英語Ⅰ又は医療人のための英語Ⅱから1単位と選択科目から2単位以上を選択必修とする。
医 学 教 養	8 単位	選択科目から4単位以上を選択必修とする。
現 代 医 学	3 5 単位	
救 急 救 命 学	4 1 単位	
健 康 と ス ポ ー ツ	7 単位	選択科目から8単位以上を選択必修とする。
卒 業 研 究	4 単位	
合 計	1 2 7 単位以上	

別表第 2 - 4

看護学部看護学科の卒業資格最低必要単位数

授業科目の分類	修得すべき最低単位数	
人間と社会	18 単位以上	※1
自然の科学		
言語と情報		
医学教養	22 単位以上	※2
現代医学		
看護学	77 単位以上	
健康とスポーツ	1 単位	
卒業研究	2 単位	
合計	126 単位以上	

※1印の選択科目から3単位以上を選択必修とする。

※2印の選択科目から3単位以上を選択必要とする。

保健師国家試験受験資格取得コース最低必要単位数

授業科目の分類	修得すべき最低単位数	
人間と社会	18 単位以上	※1
自然の科学		
言語と情報		
医学教養	28 単位以上	※2
現代医学		
看護学	77 単位以上	
健康とスポーツ	1 単位	
卒業研究	2 単位	
合計	145 単位以上	

※1印の選択科目から3単位以上を選択必修とする。

※2印の選択科目から16単位以上を選択必要とする。

助産師国家試験受験資格取得コース最低必要単位数

授業科目の分類	修得すべき最低単位数	
人間と社会	18 単位以上	※1
自然の科学		
言語と情報		
医学教養	23 単位以上	※2
現代医学		
看護学	77 単位以上	
健康とスポーツ	1 単位	
卒業研究	2 単位	
合計	150 単位以上	

※1印の選択科目から3単位以上を選択必修とする。

※2印の選択科目から26単位以上を選択必要とする。

別表第3-1

鍼灸学部の入学検定料、入学料及び授業料等の額

区 分		学 科 名	鍼 灸 学 科	備 考
入 学 検 定 料			30,000 円	
入 学 料			200,000 円	入学時のみ
授 業 料 等	授 業 料		1,350,000 円	年額
	施 設 設 備 費		330,000 円	
	合 計		1,680,000 円	

別表第3-2

保健医療学部の入学検定料、入学料及び授業料等の額

区 分		学 科 名	柔 道 整 復 学 科	救 急 救 命 学 科	備 考
入 学 検 定 料			30,000 円	30,000 円	
入 学 料			200,000 円	200,000 円	入学時のみ
授 業 料 等	授 業 料		1,350,000 円	1,100,000 円	年額
	施 設 設 備 費		330,000 円	330,000 円	
	合 計		1,680,000 円	1,430,000 円	

別表第3-3

看護学部の入学検定料、入学料及び授業料等の額

区 分		学 科 名	看 護 学 科	備 考
入 学 検 定 料			30,000 円	
入 学 料			200,000 円	入学時のみ
授 業 料 等	授 業 料		1,350,000 円	年額
	施 設 設 備 費		330,000 円	
	合 計		1,680,000 円	